

## 茨城県がん検診を推進し、がんと向き合うための県民参療条例の一部を改正する条例

茨城県がん検診を推進し、がんと向き合うための県民参療条例（平成 27 年茨城県条例第 71 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「県民」を「がん医療に関する情報を提供するとともに、県民」に改める。

第 3 条中「教育関係者」を「教育関係者等」に改める。

第 5 条第 1 項中「がん検診」の次に「及びその結果に基づく精密検査」を加える。

第 8 条中「及び生徒」を「，生徒及び学生」に改める。

第 11 条第 1 号中「受動喫煙（室内又はこれに準ずる環境において，他人のたばこの煙を吸わされる）」を「望まない受動喫煙（人が他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされる）」に改め、同条第 2 号中「未成年者」を「20 歳未満の者」に改める。

第 12 条第 1 号中「保護者」の次に「並びに学生」を、「啓発」の次に「並びに参療に関する理解の増進」を加える。

第 14 条中「100 分の 50」を「100 分の 60」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 県は、前項に規定するがん検診について、特に、国民健康保険の保険者として市町村とともに国民健康保険の被保険者の受診率の向上を図りつつ、当該受診率と他の保険者との間の受診率及び市町村間の受診率の格差の是正に努めるものとする。

第 15 条第 3 号中「ほか、」の次に「がん保険等の有用性を含めた」を加える。

第 17 条第 1 号中「国が定める指針に基づいて厚生労働大臣が指定する都道府県がん診療連携拠点病院及び地域がん診療連携拠点病院」を「地域のがん医療の連携協力体制の構築等に関し、中心的な役割を担う病院として国が定める指針に基づき厚生労働大臣が指定する県の唯一の都道府県がん診療連携拠点病院である茨城県立中央病院及び地域がん診療連携拠点病院等」に改め、「高度な放射線治療その他の」を削り、同条第 5 号中「充実」の次に「及びがん患者の治療に係る満足度の向上」を加え、同号を同条第 7 号とし、同条第 4 号の次に次の 2 号を加える。

(5) がんゲノム医療の推進

(6) 妊孕性温存療法及び温存後生殖補助医療の推進

第 20 条の見出し中「小児がん対策」を「小児及び<sup>あ</sup>AYA<sup>や</sup>世代のがん対策」に改め、同条中「県は、小児がん対策」を「県は、小児及び<sup>あ</sup>おおむね 15 歳以上 40 歳未満の者（以下「<sup>あ</sup>AYA<sup>や</sup>世代」という。）のがん対策」に改め、同条第 1 号中「小児がん」を「小児及び<sup>あ</sup>AYA<sup>や</sup>世代のがん」に改め、同条第 2 号中「小児がん」を「小児及び<sup>あ</sup>AYA<sup>や</sup>世代のがん」に、「又は生徒」を「，生徒又は学生」に、「学校教育」を「教育」に改め、同条第 3 号中「小児がん対策」を「小児及び<sup>あ</sup>AYA<sup>や</sup>世代のがん対策」に改める。

第 22 条中「がん患者の身体的又は精神的な苦痛の緩和，社会生活上の不安の軽減等を目的とする医療，看護，介護」を「がんその他の特定の疾病に罹患した者に係る身体的若しくは精神的な苦痛又は社会生活上の不安を緩和することによりその療養生活の質の維持向上を図ることを主たる目的とする治療，看護」に改める。

第 23 条第 1 項第 3 号中「主治医以外の医師による助言」を「診断又は治療に関して担

当医師以外の医師の意見を聞くこと」に改め、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) アピアランスケア（医学的、整容的及び心理社会的支援により外見の変化を補完するとともに、当該変化に起因するがん患者の苦痛を軽減するケアをいう。）等社会参加の促進に対する支援

第25条第1項中「第11条第1項」を「第12条第1項」に改める。

第28条を第29条とし、第27条を第28条とし、第26条を第27条とし、第25条の次に次の1条を加える。

（調査）

第26条 県は、がん対策に関する施策を総合的かつ効果的に実施するため、がん検診の状況その他当該施策の実施に関し必要な事項について、定期的に調査を行うものとする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。